



「モラリスト×エキスパート」を育む。

2025年12月6日

立正大学法学部・法制研究所・法学研究科 共催

「公開講座」&「山下学教授 最終講義」

基調講演・最終講義

学校（大学・大学院）へ行こう！

—税制と政策と国民の関心と

主催:立正大学法学部・立正大学大学院法学研究科・法制研究所

2025/12/06

後援:品川区

1

自己紹介



「モラリスト×エキスパート」を育む。

山下 学 1955年6月生まれ 70才

日本大学大学院法学研究科博士前期課程（修士）修了

大蔵省（現・財務省）入省（大蔵事務官）

・・・海外で遊んでしまって、新卒ではなかったので公務員でもなろうかという選択

…でも、役所ではいらない人材だったか！ 出向が多く、例えば

・国際連合カンボジア暫定統治機構 税制チーム・ダイレクター

・日本労働組合総連合会事務局財政局次長

・日米コモンアジェンダによる国際北極圏研究所研究員

・内閣府 社会保障と税の一体改革担当

など

そこで、2004年4月1日より、立正大学に任用、学者へと道を転じる、最高の教員人生開始！

法学部法学科で「税法」「企業会計法」、大学院法学研究科で「税法学」を教えることとなる

そして、早21年目、**定年退職を2026年3月末で迎える**・・・ですので、この公開講座は**「最終講義」**

2025/12/06

2

余談ですが・・最終講義って



・GoogleのAI、Geminiによると、

「最終講義」とは、大学で定年を迎える教授が、そのキャリアの最後に学生や関係者に向けて行う講義です。通常の講義とは異なり、これまでの研究者としての人生を振り返り、専門分野の軌跡や集大成を語ることが特徴です。一般に公開されることが多く、オンラインで開催されることもあります。

- ・内容：担当教授の長年の研究活動や、専門分野を切り開いてきた道のりなどが語られることが多いです。
- ・形式：通常の授業とは異なり、専門分野の集大成ともいえる内容が、より総括的な視点で語られます。
- ・公開範囲：学生だけでなく、一般の人々も聴講できることが多く、オンラインで併催される場合もあります。

おおお、ちょうど、この「公開講座」にピッタリ！

A法制研究所長は、そういう断れない状況で、担当を依頼してきたのか？笑

ぜひ、品川区さん後援のもと、公開講座＆最終講義を引き受けましょうということになりました。

2025/12/06

3

研究というより、人生の中で、また大学教員の社会的貢献という行政庁の委員会の委員とし、いろいろ経験をしてきました



飛行機乗り



サンゴ礁保護



アラスカ大学



海運税制



国連カンボジア暫定統治機構



2025/12/06

4

さて進行上、公開講座の本題に！


立正大学
「モラリスト×エキスパート」を育む。

税法はともかく、「税」に関心がない方はほとんどいないと思いま
す……

毎日新聞 新規登録 ログイン

トップ 速報 朝刊 夕刊 ランキング

図解で見る参院選2025 2025/7/1 10:18

7月の参議院議員選挙でも、消費税減税は大きな争点

2025/12/06

消費税減税を巡る各党のスタンス

自民	公明	立憲	共産
執行部は慎重	食料品などが対象の軽減税率5%を一時検討	食料品の税率を1年間ゼロ。経済情勢次第で1年延長	消費税廃止を目指し、緊急に5%に引き下げ
国民	社民	れいわ	参政
賃金上昇まで5%に引き下げ	食料品の税率ゼロ	消費税廃止	消費税の段階的廃止
保守			
食料品の税率を恒久的にゼロ			

← 消極的 消費減税見送り → 積極的 対象品目や期間を限定 廃止を目指す

消費税減税を巡る各党のスタンス

5

高市総理大臣誕生にも・・自民・維新の連立合意

自民・維新の連立政権合意書のポイント

→ 消費税	2年間に限り飲食料品を対象としないことも視野に、法制化を検討
皇室	来年の通常国会で皇室典範改正を目指す
憲法改正	9条の条文起草協議会を両党で設置
外交・安保	安保3文書を前倒しで改定
インテリジェンス	国家情報局、対外情報庁を創設
外国人政策	担当相を設置。在留外国人の量的マネジメント実施
副首都構想	来年の通常国会で法案を成立させる
企業・団体献金	両党の協議体を設置し、高市総裁の任期中に結論を得る
議員定数削減	1割を目標に衆院議員定数を削減するため、臨時国会で法案成立を目指す

2025/12/06

2025/10/20 讀賣新聞オンラインより
<https://www.yomiuri.co.jp/politics/20251020-OYT1T50189/>
<https://www.yomiuri.co.jp/politics/20251020-OYT1T50221/>

維新の要求

↑ 焦連 立協 点と なつた 項目	国会議員定数削減	秋の臨時国会で、1割を目標に削減すべきだ
	企業・団体献金	完全禁止すべきだ
	消費税減税	食品について2年間ゼロにすべきだ

合意書

→	1割削減を目標に、臨時国会に議員立法案を提出し、成立を目指す
	協議体を設置し、高市総裁の任期中に結論を得る
	飲食料品について、2年間消費税の対象としないことも視野に、検討を行う

6

消費税って、要は値上げ？？ ガソリン税暫定税率って？？ ①



立正大学

「モラリスト×エキスパート」を育む。

○消費税・・・消費税は、商品・サービスの購入時に消費者が負担し、事業者が国に納付する「間接税」。日本国内におけるほとんどの財貨・サービスの販売や提供、および輸入品に課税される。

○そして、消費税の負担者と納税者（納税義務者）との関係

商品などの価格に上乗せされた消費税と地方消費税分（消費税が課税される取引には、併せて地方消費税も課税されている）は、**最終的に消費者が負担し、納税義務者である事業者が納める仕組み**。

- ・つまり、総額表示で考えると、消費税率分値上げされるし、消費税率が下がれば値下げと同じ。
- ・また、消費税を負担する消費者にとっては、預けた以上は事業者がちゃんと全額を納税しているかも気になるところ。

2025/12/06

7

消費税って、要は値上げ？？ ガソリン税暫定税率って？？ ②



立正大学

「モラリスト×エキスパート」を育む。

ガソリン税（正確には「揮発油税」）の暫定税率は、道路整備財源の不足を補うため、本来の税率に上乗せされている一時的な税率。1974年に第一次オイルショック後の道路整備財源不足を補う目的で導入され、その後も延長を重ねることで実質的な恒久化が続いている。

すなわち、始まりはあくまで**暫定的な「暫定税率」**

目的は、道路整備財源の確保で、1974年の第7次道路整備五カ年計画の財源不足を補うため、本則税率に上乗せする形で導入されたもの。

そして、導入当初は「2年間の臨時措置」と説明されていたが、延長が繰り返され、現在に至っている。**2025年12月31日に廃止の見込み。**

- ・2009年に「道路特定財源制度」が廃止されたため、暫定税率の使い道は道路整備だけでなく、国の一般財源として広く使われるようになっている。そして、2010年の法改正により「当分の間税率」という名前に変わり、暫定税率の存続が継続していることを知っていましたか？

- ・現在の揮発油税の内訳：本則税率（揮発油税・地方揮発油税）：28.7円/L
暫定税率（当分の間税率）：25.1円/L 合計：53.8円/L

2025/12/06

8

パワポでは読めないでしょうが・・パンフレットの記述です！



人は「税金」を避けて生活することはできません。

生を得た瞬間から親の所得税の扶養控除、買い物をすると消費税、社会に出て所得を得るようになると自分の所得税や住民税、さらに独立して会社を興せば法人税や事業税等、家を持つと固定資産税、登録免許税、そして死を迎えると相続税と、「税」と共に生きていくことになります。

また、我々国民が税を負担することによって公共サービスがまかなわれ、生活を営んでいくことができる訳ですが、一方、税金は私有財産、つまり懐から出していくものですから、必要性は分かっていても喜んで納税できる人は少ないかもしれません。

ましてや、現在の税目は、国税・地方税（都道府県税・市町村税）併せて約50種類！税金は身近なものであっても、憲法の定める「租税法律主義」の原則により、税法という法律の知識が必要。かつその税額計算になると簿記・会計学の知識も必要となります。

そのため、税法というと、難しい、固い、と敬遠されがちかもしれません。しかし、税に対する国民の関心は、元来、非常に大きいと思います。

また、少子高齢社会や環境問題への対応が喫緊の課題である昨今、税制における政策対応の善悪や可能性を、自分のこととして考えることは重要です。

2025/12/06

9

知ろうと思わなければ始まらないです！

・ 知ること、好奇心、それが人間を育てる、若くする。

ネット情報、テレビのニュース、解説番組、それも良いですよね。

ですが、それらは、他人の考えを受け売りするに過ぎないかも。



1997年10月から2005年3月までTBS系列で放送されていたバラエティ「学校へ行こう！」。V6ファンならご存じかも（著作権が切れていたのはこの写真だけで、すみません（-_-;））

2025/12/06

10

そうです。もう一度 「学校に行こう！」と思ってください！



立正大学 法学部

「モラリスト×エキスパート」を育む。 Faculty of Law

公開講座のパンフレットの標題の「学校に行こう！」というのは、本学では大学院を併設していますし、またその正規学生とならなくとも「科目等履修生」という制度もあります。

「リカレント」、「リスキリング」と、大上段に構えなくても、一般的な「生涯学習」や好奇心を満たすためにも、開かれた学校を活用してみませんか？

もちろん税理士資格の取得の一方策としての大学院の利用も大歓迎です。

立正大学法学部では、「税法学」講座だけではなく、ほぼ全分野の法学や政治学の講座があります！

立正大学は9学部16学科7研究科を持つ総合大学です。興味を持っていただければ、応えられる教員も揃っています！

2025/12/06

11

ちょっと、大学のCMですが(-_-;)



立正大学

「モラリスト×エキスパート」を育む。

立正大学科目等履修生・立正大学大学院科目等履修生について

立正大学では、大学における理論的学習の必要性を感じている個性と創造力のある社会人等に対して大学教育を開放し、いわゆる「科目等履修生」としての学習機会を提供しています。本学では、各種資格取得および学修を目的とした単位取得のため、正規の学生の学修を妨げない範囲で、開設されている授業科目を受講することができます。

詳細は、立正大学のホームページをご覧ください。

2025/12/06

12



最終講義らしい「私の座右の銘」を

人間の青春とは決して年齢ではない。
何時も「理想」と「好奇心」を心の中に
抱いているときが青春なのだ。

・・・・引き続き、税法担当の同僚との対談に移ります。長島弘教授です。

パソコン画面はそのままに、お願いします。

2025/12/06